

# 市税などの納め忘れはありませんか？

11月は収納対策強化月間です。

納税推進訪問を行います

市税などの納め忘れはありませんか？今年度も半年が過ぎました。

一度、ご確認をお願いいたします。

桜川市では、11月を収納対策推進の強化月間としております。市税などが未納となっているご家庭を、納税推進のため市職員が訪問しますので、ご協力をお願いいたします。※訪問は、夜間または休日となります。また、訪問する市職員は必ず身分証明書を携帯しています。

- ◎対象となる市税などは
- ・住民税
  - ・固定資産税
  - ・軽自動車税
  - ・国民健康保険税
  - ・介護保険料
  - ・後期高齢者医療保険料

市税などの納付には  
安心便利な口座振替を

市税などを納めていただく際に、次のようなことはありませんか。

- ・銀行などの開いている時間になかなかいけない
- ・ついつっかり忘れて納期限を過ぎてしまった
- ・取引の金融機関が遠くて…
- ・現金を持ち歩くのは不安
- ・長期出張になってしまった
- ・体が不自由で外出が不安

口座振替の手続きができれば、これらはすべて解決します。確実に安全・便利な口座振替をお勧めします。別途振替手数料などはかかりません。また、一度手続きをすれば、毎年継続されます。手続きは、市内の金融機関・郵便局や市役所各庁舎の窓口で簡単に済みます。

滞納している方に対する滞納処分を強化しています

市税などに未納がある場合には、督促状や催告書を送付しています。これらの通知が届いたら速やかに納付をお願いします。そのまま放置し、納税相談も無いなどの場合は、滞納処分の対象となります。

滞納のまま放置すると、財産の調査、預貯金・給与の差押えなどの滞納処分を受けることとなります（下表参照）。これは、ご本人への事前通知や同意などは、必要なく行うことができます。

滞納処分の件数は、毎年増加の傾向にあります。一括納付が困難な場合は、納税相談を受けましょう。市では、次のとおり平日延長業務・休日業務を行っていますので、納税相談・納税などにご利用ください。場所は、市役所大和庁舎1階（収税課）となります。

差押え等の滞納処分の状況（平成23年度）

	物件	件数	税への充当額(円)
差押え	不動産	50	13,090,573
	預貯金	28	
	所得税の還付金	73	
	給与等	7	
	生命保険	22	
	退職金・出資金	2	
	自動車登録差押	1	
	計	183	
公売	不動産	13	8,441,537
	合計		21,532,110

- 平日延長窓口
- 実施日／毎週木曜日
- 時間／平日 19時30分まで
- 休日納税相談
- 実施日／毎月の最終日曜日
- 時間／9時～16時
- ただし、来月12月は、23日に行います。

■問合先／収税課（☎58115621直通、☎5811111・7513111内線1137・1139）

**TKC 古橋伸夫税理士事務所**

～お客さまに豊かさと繁栄を～

桜川市真壁町桜井765-2

**TEL 0296-54-1540**

Homepage <http://www.furuhashikaikei.com>

歯科 小児歯科 インプラント 床矯正  
(自由診療 1歯20万円～) (自由診療 9万円～)

■歯科用CTあり (撮影料19,800円～)

**やなぎだ歯科**  
YANAGIDA DENTAL CLINIC

■診療時間／午前 9:00～12:30  
午後 2:30～7:00

■休診日／木曜午後・土曜午後・日曜・祝日

歯科医師 柳田佳代子 柳田充康

桜川市西飯岡539-4 坂戸小学校正門前  
<http://www.yanagida-dc.com> ☎0296-76-3700